




九州玄海訴訟

真実を呼ぶ
1万人原告の
ひとりに
なってください。

「原発なくそう！
九州玄海訴訟」

原告団・弁護団

〒840-0825

佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

佐賀中央法律事務所気付

電話 0952-25-3121 FAX 0952-25-3123

no-genpatsu@bengoshi-honryu.com

<http://no-genpatsu.main.jp/>

この裁判は、
すべての原発をなくす
ため、まず玄海原発を
止める裁判です。



福島でおきた東京電力の原発事故で、原発の安全神話は崩れました。でも実はまだ福島の被害の実態ですら明らかになっていません。私たちは裁判という手段で真実を引き出し、国と九州電力を相手方として、原発の危険性・不合理性を主張し、原子力発電所の永久の運転差止めを請求します。

それには多くの方の力が必要です。あなたもぜひこの趣旨にご賛同いただき、1万人原告のおひとりになってください。

原告参加費用は、5000円です。

「原発なくそう！九州玄海訴訟」

第4回裁判期日のお知らせ

日時 2013年3月22日(金) 14時～16時

場所 佐賀地方裁判所

*当日は、12時30分までに佐賀県弁護士会館にご集合ください。

第6次提訴のお知らせ

*第6次提訴を4月12日(金) 13時30分に行います。当日は13時まで、佐賀県弁護士会館へお越しください。原告参加申込みについては、佐賀中央法律事務所へお問合せ下さい。

裁判についてのQ&A

Q1 誰でも原告になれますか？

すべての原発を止める一環として玄海原発を止めることに賛同する方は誰でも原告になれます。政党や宗教、思想は問わず、個人の資格で原告になるものとします。九州以外にお住まいの方、20歳未満の方も原告になれます（20歳未満の方が原告になる場合は、訴訟委任状の記載方法をお尋ねください。）。

Q2 原告になる手続を教えてください。

原告参加申込書に必要事項を記入して、訴訟委任状と一緒に下記に郵送のうえ、原告参加費用5000円を下記口座にお振り込みください。

【送付先】 〒840-0825 佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所
「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団

【振込先】 佐賀銀行 呉服町支店 普通預金 口座番号 2012083
名義 九州玄海訴訟準備会 会計担当 稲村蓉子
(きゅうしゅうげんかいそしょうじゅんぴかい かいけいたんとう いなむらようこ)

Q3 原告になったら、原告になったことが他の人にもわかりますか？

一般的に公表されることはありませんが、被告の国や九州電力には原告になったことが知られます。裁判は応援したいけど色々な事情で原告になれない方は、カンパでの応援をお願いいたします（詳しくはQ6、7を）。

Q4 原告になった後、何をすればいいのですか？

裁判所に私たちの声を届けるためにも、ぜひ裁判の傍聴にお越しください。ただ、裁判に来ることは義務ではありません。

Q5 原告になるのにお金はいりますか？

原告参加申込み時に参加費用5000円が必要です。この5000円は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等に充てられますので、訴訟提起後に原告団をやめられても、参加費用はお返しできません。

Q6 原告にはなれないけれど、他にできることはありますか？

あります。裁判は、印紙代の他に、印刷費、交通費などの諸経費が多くかかります。みなさんの金銭的な支援が必要です。1口1000円からカンパを受け付けています。

カンパの送金先口座はこちらです。

西日本シティ銀行 佐賀支店 普通預金 No.1351126 弁護士稲村蓉子 (べんごし いなむらようこ)

Q7 もっと裁判の応援をする方法はありますか？

あります。裁判には多額のお金が必要です。「玄海原発訴訟を支える会」の会員になることで金銭的な応援が出来ます。会員には正会員と維持会員2種類があります。年会費は、正会員が3000円、維持会員が1万円です。原告も原告以外も会員になれます。お申込みは佐賀中央法律事務所までご連絡下さい。

「玄海原発訴訟を支える会」の年会費の送金先口座（ゆうちょ銀行）はこちらです。

【ゆうちょ銀行間で振り込む場合】

記号・番号 01760-6-90732

名義人 玄海原発訴訟を支える会（げんかいげんぱつそしょうをささえるかい）

【他銀行から振り込む場合】

店名 一七九店（179） 当座 口座番号 0090732

Q8 弁護団のメンバーを教えてください。

現時点で弁護団に加入しているのは、以下の弁護士です。

【福岡】	青木歳男	秋月慎一	安部千春	天久 泰	荒牧啓一	有馬純也	池上 遊	池田 慎	池永 修
	池永真由美 (池永満)		市橋康之	稲村晴夫	井上敦史	今里晋也	上地和久	江上武幸	江上裕之
	大竹健太郎	大年一彦	岡部史卓	小沢博之	梶原恒夫	我那覇東子	椛島敏雅	岸野慎司	木梨吉茂
	國嶋洋伸	黒木聖士	小出真実	古賀貴士	後藤富和	後藤景子	小鉢由美	小林洋二	小宮和彦
	小山明輝	近藤恭典	斎藤利幸	迫田 学	紫藤拓也	下東信三	白水由布子	関 五行	高木士郎
	高木佳世子	高木健康	高橋謙一	高峰 真	田籠亮博	田上普一	辻本 章	津村哲生	徳永由華
	富永孝太郎	中尾晴一	永尾廣久	中西俊枝	中原昌孝	中村 愛	中山篤志	縄田浩孝	仁比聡平
	野林豊治	林田賢一	東 敦子	平山博久	深堀寿美	福留英資	藤岡孝司	星野 圭	堀 良一
	堀内和也	前田憲徳	前田 牧	前田 豊	前野宗俊	枅田晃久	松尾佳子	馬奈木昭雄	三浦 久
	光永享央	村山 崇	毛利 倫	諸隈美波	八木大和	山本一行	吉田純二	吉田星一	吉武みゆき
	吉野高幸	吉野隆二郎	渡邊 陽	渡邊敦史					
【佐賀】	稲村蓉子	河西龍太郎	桑原 健	小山一郎	団野克己	長戸和光	名和田陽子	半田 望	東島浩幸
	本多俊之	前田和馬	宮原貞喜	山口 修	吉田俊介	吉野建三郎	力久尚子		
【長崎】	魚住昭三	熊谷悟郎	塩塚節夫	龍田紘一郎	中鋪美香	中村尚志	中村尚達	迫 光夫	原 章夫
	三宅敬英	森永正之							
【大分】	岡村正淳	神本博志	清源善二郎	今朝丸 貴	河野善一郎	田中利武	中山知康	西田 收	古田邦夫
	松尾康利								
【熊本】	板井 優	板井俊介	小野寺信勝	加藤 修	川邊みぎわ	久保田紗和	小林法子	三藤省三	菅 一雄
	園田昭人	田尻和子	田中芳典	寺内大介	中島潤史	中松洋樹	中村輝久	松岡智之	三角 恒
	宮崎定邦	森 徳和							
【鹿児島】	岩本 研	大毛裕貴	森 雅美						
【宮崎】	成見暁子	松田公利	松田幸子						
【沖縄】	加藤 裕								
【愛媛】	薦田伸夫	中川創太							
【長野】	毛利正道								
【東京】	久保木亮介	松岡 肇	馬奈木徹太郎						
【横浜】	川岸卓哉								
【千葉】	秋元理匡								

Q9 この裁判の呼び掛け人は、どのような方がなられていますか？

現時点での呼び掛け人は、次の方々です。

長谷川 照 (前佐賀大学学長・原子核理論学)	半田 駿 (佐賀大学教授・地球物理学)
豊島 耕一 (佐賀大学教授・原子核物理学)	三好 永作 (九州大学名誉教授・理論化学)
森 正明 (元九州大学教授・臨床薬学)	上原 周三 (九州大学名誉教授・放射線医学)
岡本 良治 (九州工業大学名誉教授・原子核物理学)	石川 捷治 (久留米大学教授・政治史)
戸田 清 (長崎大学教授・環境社会学)	原田 正純 (元熊本学園大学教授・医師)
花田 昌宣 (熊本学園大学教授・水俣学)	宮本 憲一 (元滋賀大学学長・環境経済学)
畑山 敏夫 (佐賀大学教授・国際政治学)	蔦川 正義 (佐賀大学名誉教授・地域経済論)
樫澤 秀木 (佐賀大学教授・環境法)	長野 暹 (佐賀大学名誉教授・科学技術史)
津田 敏秀 (岡山大学教授・疫学・環境疫学)	矢ヶ崎克馬 (琉球大学名誉教授・物性物理学)

Q10 その他のわからないことはどこに聞ければいいですか？

弁護団HP (<http://no-genpatsu.main.jp/>) をご覧ください。また、お電話での問い合わせは佐賀中央法律事務所 (TEL0952-25-3121) または弁護士法人奔流法律事務所朝倉オフィス (TEL0946-23-9933) へ。

原発なくそう！九州玄海訴訟参加申込書



(申込日) 20 年 月 日

【申込方法】

この参加申込書に記入して、訴訟委任状と一緒に郵送してください。

お申し込み後、原告参加費用（5000円）を下記口座までご送金ください。

参加申込書と訴訟委任状が事務局に到着し、原告参加費用の振込が確認できた時点で、原告として登録されます。

お名前	(ふりがな)		
ご住所	〒		
電 話		FAX	
メールアドレス (携帯電話の アドレスも可)	(メール受信ができる方には、原告団ニュース等をメールでお送りいたします。)		
*差し支えない場合にはご記入ください。 年齢 / 職業 / 紹介者 / 無 ・ 有 ()			
*ご希望の方には、裁判やイベントの情報をメール等でご連絡します。 下記項目にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 連絡を希望する <input type="checkbox"/> 連絡を希望しない			

添付書類のチェック 訴訟委任状 原告参加費用 (月 日振込済 月 日振込予定)

※本申込書により得た個人情報は、業務上の連絡など会の活動以外に使用しません。

※原告参加費用は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等に充てますので、訴訟提起後に原告団をやめられても参加費用はお返できません。

【送付先】 〒840-0825 佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所
「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団

【原告参加費用 送金先】 佐賀銀行 呉服町支店
普通預金 No.2012083
名 義 九州玄海訴訟準備会 会計担当 稲村蓉子
(きゅうしゅうげんかいそしょうじゅんぴかい かいけいたんとう いなむらようこ)